

第2節 交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり

2 - 1 まちぐるみ観光サービスの産業化

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・ 本市は早池峰国定公園、花巻温泉郷県立自然公園など四季を感じる美しい自然の中に、14か所もの温泉群を有し日本でも屈指の温泉地として全国に知られています。また、早池峰神楽(国指定重要無形民俗文化財)や鹿踊り等の郷土芸能、兜跋毘沙門天立像(国指定重要文化財)、神社、仏閣等の歴史を伝える豊富な遺産があり、国内外から年間300万人を超える観光客が本市を訪れています。
- ・ 本市は、宮沢賢治をはじめ日本近代洋画壇の先駆者萬鉄五郎生誕の地であり、詩人・彫刻家の高村光太郎が晩年を過ごした地でもあります。また、北海道大学の父と呼ばれた佐藤昌介、韓国女子教育の礎を築いた淵澤能恵、国際連盟事務次長の要職に就き世界平和に貢献した新渡戸稲造ゆかりの地でもあります。
- ・ 一方、交通環境は県内唯一の空港に新幹線や高速道路を有し、まさに高速交通の要衝にあり、北東北の主要観光地の結節点でもあります。
- ・ 本市における観光客入り込み数は宮沢賢治記念館をはじめとした観光施設で年々減少しているものの、日帰り客、修学旅行客の伸びは堅調であり、観光案内所やボランティアガイドの利用者の増加、観光振興事業に対する市民の期待の高まり等観光を取巻く状況、素材は今後の発展に可能性を秘めています。

〔課題〕

高速交通の要衝である本市では、遠野、三陸海岸、平泉、十和田、八幡平等の有名観光地に距離が近く、近接する観光地に比べ宿泊部屋数・施設が充実している立地条件を活かす施策が必要です。

豊富な観光資源を活かしながら、街なかに観光客を招き入れる施策の実施が必要です。広い市域、点在する観光資源を有機的に結ぶ観光環状ルート^{注2)}を構築し、二次交通^{注3)}(タクシー、バス等)充実のための施策の推進が不可欠です。

伝統と文化に培われ慣れ親しんでいる素材(伝統的なまつり、イベント、慣習・習慣)を観光資源にするために掘り起こしと磨きあげが必要です。

現にある花巻の特産品、名産品を買っていただく(売る)意識改革とともに新たに「はなまきブランド」の特産品開発の促進が必要です。

多くの人に訪れてもらうためには、何度も足を運びたくなるまちづくりが必要です。そのために花巻へのリピーターを増やす施策の展開が不可欠です。

2 . 施策の目的

対象	市民・市外の方 市内の観光業以外の事業所
意図	多くの人に訪れてもらう まちぐるみで観光客に対応してもらう 自らの事業を市の観光に結び付けてもらう

3. 施策の成果指標

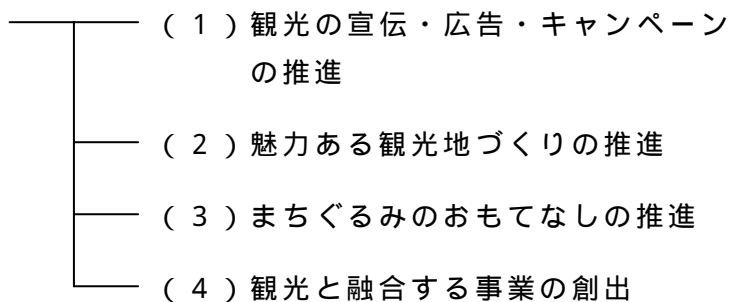
成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
観光客入り込み数	305 万人	310 万人	310 万人
観光客一人一日当たりの消費額	12,588 円	12,900 円	13,400 円
宿泊施設の宿泊者数	969,721 人	1,018,200 人	1,100,000 人

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

まちぐるみ観光サービスの産業化



5. 基本事業の内容

(1) 観光の宣伝・広告・キャンペーンの推進

県内唯一の空港所在地として、さらには東北新幹線、東北縦貫自動車道や東北横断自動車道など恵まれた高速交通の拠点性を活かし、遠野、三陸海岸、平泉、八幡平等の県内の主要な観光地との結び付きを強めるとともに、県内外の主要都市および、いわて花巻空港と結ばれている都市で、観光と物産のキャンペーンを推進します。

また、旅行代理店に対して具体的な旅行商品の企画提案を行い本市の観光イメージの強化に努め、観光誘客を対象としたホームページを作成し、インターネットを活用した観光宣伝を推進します。

(2) 魅力ある観光地づくりの推進

伝統と文化に培われ慣れ親しんでいる素材(伝統的なまつり、イベント、慣習・習慣)を観光資源にするために掘り起こしを行うとともに、「まほろばの里」「南部杜氏の里」「神楽とワインの里」などのような地域の特色をより一層際立たせ磨きあげる事業を推進します。また、広い市域に点在する観光資源を観光客が堪能できるようにするために、便利に移動できるタクシー、バス等を利用した観光二次交通の整備を推進します。

観光地としての基本的整備事業として看板、標識の整備、史跡等の説明書きの整備、景観づくり(草刈り、清掃)、まち並み整備を実施します。

(3) まちぐるみでのおもてなしの推進

魅力ある観光地の要因の一つにそこに住んでいる人の対応も重要な要素であることから、観光客に対する市民一人ひとりのおもてなしの心の醸成事業、訪れたお客様に一声かける運動の推進、地元の良さを学び広めるための地元学の振興を図ります。

また、活動が好評な観光ボランティアガイドの増員と育成の推進、ガイドが常駐できる観光ボランティアセンターの施設設置を行います。

(4) 観光と融合する事業の創出

観光サービスの産業化のために、観光と融合する事業の創出を支援します。観光と工業を融合させるため工場見学など工場内部を見せる工夫を実施する事業所の支援や体験工房と物産販売との連携強化、特産品開発の促進、グリーンツーリズムの推進を図ります。

用語解説

- | | |
|-------------------|---|
| 注1) ボランティア
ガイド | 花巻市を訪れる観光客に自発的に花巻の案内、説明、体験補助等を行う人。平成18年度現在17名所属しており、観光客等の申し込みに応じて対応している。 |
| 注2) 観光環状ルート | 花巻・大迫・石鳥谷・東和地域に点在する恵まれた観光資源をそれぞれ目的を持った観光ルートとして結びつけようとするもの。 |
| 注3) 二次交通 | 鉄道駅から路線バスや自転車などを使って、学校や観光地など目的地へ赴く交通手段のこと。観光地においては、二次交通の確保や整備が、観光客を誘致する重要なポイントとなっている。 |

2 - 2 県内外からの移住・定住化、二地域居住の促進

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・昭和22年から24年に生れた世代とその前後を含めたいわゆる広義の団塊の世代^{注1)}は、1,000万人にも上っており大量退職を目前に控えています。
(団塊世代数：岩手県内約7万人、岩手県出身の大都市圏在住者約5万人〔推計〕)
- ・花巻には、米作体験、りんごの木オーナー制、ぶどう栽培からワイン醸造、チーズづくりなど農業分野だけにとどまらず、起業にチャレンジできることや芸術文化や郷土芸能も楽しめる等、移住・定住する人の創造性を刺激する土壌があります。
- ・団塊の世代は、個人の新しいライフスタイル^{注2)}や価値観の多様化を背景に「ふるさと回帰」ともいえる地方志向が強まる傾向にあり、大量退職を契機に大きな動きとなる可能性があることから、団塊の世代の移住・定住は、地域の活性化と交流・移住人口の増加に寄与するものと考えられます。
- ・また、団塊の世代に限らず宮沢賢治に憧れて花巻に住みたいという移住希望者や花巻の豊かな自然環境や豊富な温泉に惹かれての移住者、都市住民が農村に中・長期的に滞在する二地域居住者^{注3)}の増加も予想されます。

〔課題〕

団塊の世代をはじめとする移住・定住希望者へのニーズ(どういう条件を整えば移住・定住を考えるか)の調査や経験者に対してのヒアリングによる課題の把握が必要です。産業分野などに必要な人材の確保や団塊世代が持つ技術・ノウハウ等の活用、団塊世代が活躍できる場の提供など、花巻の魅力のPRや花巻出身者への働きかけを通じた花巻ファンづくりを進め、交流・定住を促進する必要があります。

移住・定住や交流に関する事業連携が整理されておらず事業効果が見えにくいことから、官民あげて事業連携を図るとともに、各事業分野で移住・定住を意識的に盛り込んだ事業展開が必要です。

2 . 施策の目的

対象	市外の方
意図	市外から市内に移り住んでもらう

3 . 施策の成果指標

成果指標名	平成17年度 (現状値)	平成22年度	平成27年度 (目標値)
市内への転入人口	3,059人	3,110人	3,110人
市外在住者の市内での二地域居住者数	未把握	40人	50人

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

県内外からの移住・定住化、二地域
居住の促進

(1) 交流の促進

(2) 移住・定住情報の収集・発信
の促進

(3) 受け入れ環境の整備

5. 基本事業の内容

(1) 交流の促進

花巻のよさを知ってもらうために、農業・農家体験の受け入れの促進、修学旅行後の継続的な交流の実施、食・芸術文化あるいはスポーツ分野を通じた交流事業、花巻ファンづくりのための事業等を展開します。

(2) 移住・定住情報の収集・発信の促進

花巻に移り住んだ人へのインタビューの実施や情報交換会の開催、在京人会との連携・調査を実施し、移住・定住情報の収集や発信を行います。

(3) 受け入れ環境の整備

移住、定住には家族の賛同が不可欠であるので、医療環境、教育環境の整備等、安心・安全な生活環境の整備に努めます。

また、移住・定住する人の動機付けも農業分野だけにとどまらず、起業にチャレンジできることや芸術文化や郷土芸能も楽しめる等、移住・定住する人の創造性を刺激する取り組みが必要なことから、関係する官民の団体、機関が連携して受け入れ環境の整備に努めていきます。

用語解説

注 1) 団塊の世代 第二次大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。作家・堺屋太一が命名し「昭和 22 年から 26 年頃までに生まれた人々」という定義をした。2007 年(平成 19 年)から大量退職を迎える。

注 2) ライフスタイル 人生観、価値観を反映した生活の様式。

注 3) 二地域居住者 都市住民で年間「1 - 3 カ月連続」または「毎月 3 日以上で通算 1 カ月以上」、農山漁村などの同一地域に滞在する人。観光客などが一時的に滞在する「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方。

2 - 3 人と自然が共生できる環境づくり

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市は、西側に奥羽山脈、東側に北上高地の山並みが連なり、その間の平野部に開けた都市であり、地域内には北上川が流れ、氷河期からの生き残りの固有の高山植物の多さで知られる早池峰国定公園、花巻温泉郷県立自然公園等、豊かな自然環境を有しており、ゼニタナゴの北限の生息地、ノハナショウブの北限の群生地、県内有数の温泉地等として知られています。
- ・市民が主体となった自然環境を守る活動として、早池峰山のごみの担ぎ下ろし運動やごみを持ち込まない活動、山頂トイレの排泄物の積み下ろしなどが行われています。
- ・地球温暖化問題は、地球全体の異常気象に伴う災害の発生や海面水位の上昇による土地の水没、疫病などを引き起こし、その対策は世界全体の最重要課題となっています。
- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの増大が地球温暖化の主な要因ですが、日常生活や通常の社会活動によるエネルギー消費も原因の一つとなっています。
- ・市民1人当たりの一般廃棄物排出量は年間181kgで、県の平均レベルではありますが、年々微増傾向にあります。
- ・水質保全の意識を高めるため、市内の小中学校児童生徒が河川に棲む水生生物を調査、観察し、見つかった指標生物の種類と数量により、身近な河川の水質状況を確認しています。
- ・平成18年6月の市民アンケートでは、自然環境を守る活動を行っている市民の割合は、空き缶や新聞紙等の資源回収60.3%、公衆衛生組合等の活動(地区の一斉清掃など)47.3%、地域の美化清掃活動31.7%、リサイクル活動(リサイクル用品の購入・活用、グリーン購入^{注1)}など)27.4%に上っています。
- ・花と緑のまちづくり推進のため、市内全域の300以上の沿道花壇などに、直営ほ場で育成した花苗を20万本以上無料で供給しているとともに、今までに、50近いコミュニティ花壇を造成しています。また、花と緑のまつり、花いっぱいコンクール、菊花展などのイベントを開催しています。

〔課題〕

温室効果ガスの削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって生活スタイルを見直し、地球環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

化石燃料の代替エネルギーとしての新エネルギーを導入するとともに、市民の省エネルギーの意識を高めることが必要です。

市民(各家庭)、事業者への3R^{注2)}啓発を通じて、さらにごみの減量や分別意識の徹底を図っていかねばなりません。

各家庭から出されるごみの減量と併せ、紙製容器等のリサイクル化を推進するとともに、その他プラスチック製容器包装廃棄物の約10%を占めているレジ袋使用の削減を進める必要があります。

全国各市レベルではすでに4割以上が導入しているごみ処理の有料化については、導入済の自治体において、ごみ減量化の成果が出ていることから、本市においても検討が必要です。

生活雑排水は適正処理を指導するとともに、市民の水質保全に対する意識の啓発を進める必要があります。また、事業所については排水処理をはじめ、騒音、振動等の公害防止に対する指導に努める必要があります。

不法投棄防止対策においては、警告看板や監視カメラを設置するとともに、公衆衛生組

合や警察等関係団体と連携しながら合同パトロールや監視活動の強化を図る必要があります。

自然と都市化の共存を目的に、希少動植物の保護活動等の環境保全活動が地域に根付いた形で持続的に行われるためには、リーダー的存在の育成が不可欠です。アドプト制度(注3)の普及と併せて地元住民と行政が互いに協力しあい推進する必要があります。

花いっぱい運動を地域花壇や学校花壇、フラワーロード整備(新規)などを通じ、地域コミュニティの場として、市内全域に定着させ、花いっぱいコンクール参加者の拡大を図る必要があります。

花巻市の名前にふさわしい、市民が総参加で花と緑を創出・提供する中心拠点として、シンボル花壇の造成および現在のほ場の整備によるハード面の充実と、花と緑に関する専門アドバイザーの配置などによるソフト面の充実を図る必要があります。

2. 施策の目的

対象	・市内の自然環境 ・市民
意図	・自然環境が保全される ・自然環境を守る行動をしてもらう

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
不法投棄発見箇所数・不法投棄回収量	91 箇所、38 t	90 箇所、20 t	90 箇所、10 t
河川水質の B O D の県基準達成率	80.0%	86.0%	90.0%
自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合	(89.5%)	93.0%	95.0%
市民 1 人当たりの一般廃棄物排出量 (家庭系)	181kg	184kg	181kg
一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	27.0%	32.6%	35.0%
イーハトーブ風景指定地数	2 箇所	4 箇所	4 箇所

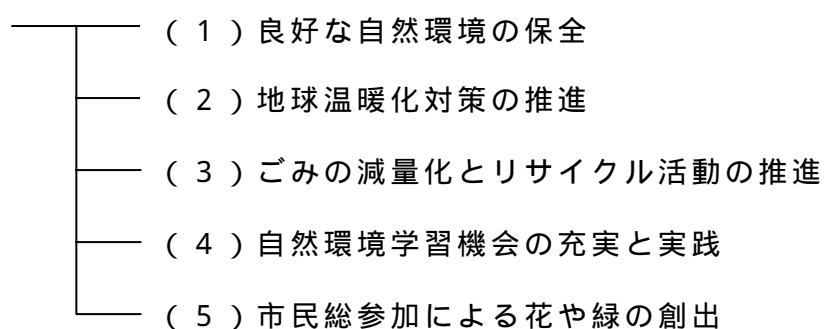
()内は平成 1 8 年度実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

人と自然が共生できる環境
づくり



5. 基本事業の内容

(1) 良好な自然環境の保全

人にとって住みやすい環境は、人と自然が共生することによりつくられることから、動植物にとっても住みやすい環境をつくること、保全することが必要であり、その指針となる環境基本計画を策定します。この指針を基に、公害防止協定の締結など公害監視、指導の強化に努め、また動植物の生態系保全のため水辺環境整備事業、早池峰自然公園管理事業などの事業を実施します。

(2) 地球温暖化対策の推進

「地球環境にやさしい活動」を積極的に進めるために、国の京都議定書目標達成計画に沿って、公用車の低公害車導入をはじめとして市としても「できるところから始める事業」を展開し、併せて市民に対しても「できるものから始める省エネ・新エネ」の啓発などを行います。

(3) ごみの減量化とリサイクル活動の推進

家庭や事業所から排出されるごみを適正に処理するため、市民の生活空間に密着したごみ集積所の整備を図るとともに、きめ細やかなごみの回収を行うよう塵芥収集業務の充実に努めます。また、市民による資源の集団回収活動の支援やごみの適正分別の推進に努め、ごみの減量化を進めます。

(4) 自然環境学習機会の充実と実践

子どもたちによる身近な河川の水生生物調査の実施や環境クリエイティブリーダー^{※4)}の派遣を通じて、全ての市民が生活環境の保全について考える機会を提供し、実践の促進を図ります。また、実践の結果が顕著な市民・団体に対してその功績を顕彰します。

(5) 市民総参加による花や緑の創出

市民が総参加で全ての地域や施設を花や緑で覆いつくし、市名にふさわしい「花のはなまく街づくり」を展開するため、コミュニティ・公共施設花壇の造成事業、住宅敷地内の生け垣設置補助や結婚記念樹・誕生記念樹を配付し、市民が一年を通して花と緑に触れ合う場を提供していきます。また、全日本花いっぱい大会を誘致し、花いっぱい運動の輪を拡げます。

用語解説

- 注 1) グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。
- 注 2) 3R Reduce (リデュース=ごみを出さない)、Reuse (リユース=ごみを再利用する)、Recycle (リサイクル=ごみを再資源化する)の略称で、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
- 注 3) アドプト制度 アドプトとは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった区域などを責任持って保守管理していく制度。
- 注 4) 環境クリエイティブリーダー 環境保全に対する意識を高めるため、地域の団体や学校などで環境保全にかかわる学習会、研修会を自主的に開催する場合、専門的知識と技術を持つ環境保全活動実践者を派遣し、環境教育をサポートする制度。市民の環境学習を支援する花巻市環境学習推進員(環境マイスター)に、平成18年度現在21名を委嘱している。

2 - 4 地域の特性を活かした適正な土地利用の推進

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市の土地利用は、都市機能を兼ね備えた都市地域（市街地）、優良農地としての農業地域と多面的な機能を持つ森林地域により構成されています。
- ・都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画、森林整備計画による計画的な土地利用を行ってきました。しかし、農業振興地域では、優良農地として適正に利用されているものの、市域全体で遊休農地が散見されます。また、土地区画整理事業により宅地化を計画した区域であっても宅地として利用されていない地域もみられます。
- ・都市計画マスタープラン等の土地利用に関連する計画については、平成18年度より準備作業を行ってきています。

〔課題〕

総合計画（基本構想）において、地域の特性を活かした適正な土地利用の推進を図るために基本方向を示していることから、新市としての土地利用計画を策定して明確に位置づけるとともに、それらを住民に周知することが必要です。また、都市計画マスタープラン等の土地利用に関連する計画については、この土地利用計画の見直しと併せ、早急に行っていく必要があります。

無秩序な宅地開発を避けるため、適正な土地利用の誘導を図るとともに、宅地として整備した地域への住宅（工場等）建設を誘導しなければなりません。

農業振興地域においては、農地の違法転用の防止等に努めるとともに、遊休農地の解消に努める必要があります。

国県の施設や市の施設において、統廃合等で用途の見直しのある施設や土地が発生していることから、公共施設等の再配置や公共用地等の適正な利用に努める必要があります。

2 . 施策の目的

対象	市内全域
意図	適正に土地利用される

3 . 施策の成果指標

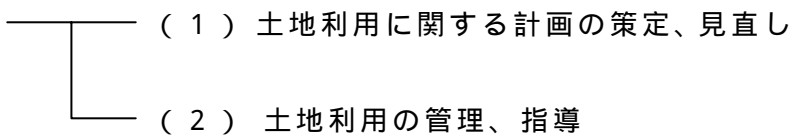
成果指標名	平成17年度 （現状値）	平成22年度	平成27年度 （目標値）
宅地化率（宅地化面積 / 宅地化計画面積）	42.7%	45.6%	48.6%
農業振興地域における遊休農地面積の割合	0.1%	0.2%	0.2%

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

地域の特性を活かした適
正な土地利用の推進



5. 基本事業の内容

(1) 土地利用に関する計画の策定、見直し

本市の適正な土地利用の誘導を図るために、国土利用計画花巻市計画を策定します。また、土地利用の基本方向（都市計画区域、農業振興地域、森林地域の設定等）を明確に位置づけるために、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画を策定し、適宜見直しを図っていきます。

(2) 土地利用の管理、指導

国土利用計画法に基づく一定規模以上の土地取引の届出制や都市計画法に基づく開発行為の許可指導、遊休農地の解消対策等を通じて、適正な土地利用に向けた管理、指導を行っていきます。

2 - 5 良好な市街地の形成

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・ 公園や都市計画道路などの都市施設については、4 地域ごとにそれぞれ個別の整備計画を持って特色ある整備を進めてきました。
- ・ 公園については、花巻広域公園、日居城野運動公園、愛宕山公園、戸塚森森林公園、和田公園をはじめとして各種公園が整備され、うるおいや安らぎの場そして余暇活動の場として多くの市民に利用されています。
- ・ 市街地の道路は、花巻地域では、昭和 6 1 年の大規模な都市計画道路網の見直しに基づいた計画が基本となり整備が進められてきています。大迫地域では、平成 1 2 年に県立大迫病院の移転新築に伴いアクセス道路が整備されてきました。石鳥谷地域では、石鳥谷駅周辺を中心に土地区画整理事業により街路が整備されてきました。また、東和地域では、和田百沢線、新斎線、新中町線などの街路が整備されるなど、各地域の市街地の骨格を形成してきました。
- ・ 土地区画整理事業については、花巻地域では、花巻駅西地区や不動上諏訪地区など 1 8 か所、石鳥谷地域では、石鳥谷駅前地区を含む 2 か所が整備され、健全な市街地を形成するとともに良好な宅地を供給してきました。
- ・ 景観づくりでは、星が丘地区や不動上諏訪地区の地区^{注 1)}計画による生垣への誘導、花巻駅周辺のモニュメント風の鳴る林、未来都市銀河地球鉄道壁画、大堰川プロムナード^{注 2)}の整備、そして、一部街路の電線類地中化など良好な景観の形成を進めるとともに、まちの探検隊^{注 3)}や景観づくりフォーラムを開催し、市民と一体となった身近な景観づくりに取り組んできました。
- ・ 花巻空港周辺地区では、東北横断自動車道、国道 4 号花巻東バイパス、花巻流通業務団地等が整備され、花巻空港拡張事業および空港アクセス道の整備が継続されており、早期完成が待たれています。
- ・ 北上中部地方拠点都市^{注 4)}の花巻南産業文化交流拠点地区として位置づけられている花南地区では、土地区画整理事業地区の宅地開発が進み市街地化が進行しています。現在事業実施中の都市計画道路等の整備により更なる開発が期待されています。

〔課題〕

新市としての都市整備に関する総合的指針となる「都市計画マスタープラン」の策定、そして、緑豊かな都市を形成するための「緑の基本計画」を今後策定し、計画的なまちづくりを進める必要があります。

公園整備については、整備後も良好な維持管理が必要なことから、新たな公園計画にあたっては、維持管理費用なども考慮して計画検討する必要があります。

都市計画道路については、新市として全体の緊急度および重要度に応じた整備計画（整備プログラム）が必要になっています。計画が進捗していない道路については、ルートや計画の再検討も行っていく必要があります。

国・県が管理する市街地の道路については、中心市街地活性化の核として重要であることから、早期着手に向け引き続き強力な要望が必要です。

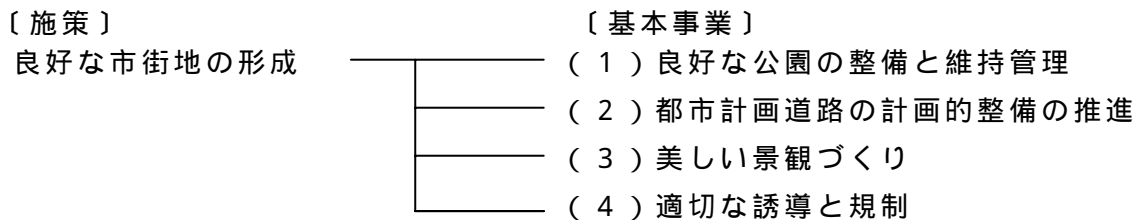
2. 施策の目的

対象	用途地域、既存市街地
意図	都市機能が充実している

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
対象地域内の市民一人当たり公園面積	13.7 m ²	14.0 m ²	16.5 m ²
都市計画道路の改良率	49.1%	51.1%	52.4%

4. 施策と基本事業の体系



5. 基本事業の内容

(1) 良好な公園の整備と維持管理

市民の憩いの場とレクリエーションやスポーツの場そして災害時の避難場所として、それぞれの公園の機能に応じた整備を進めていきます。身近な公園の整備や再整備にあたっては、地元住民や利用者の意向を十分に反映し、子どもから高齢者まで誰でも楽しんで利用できるような整備を推進します。また、清掃など施設管理に関しても地元団体の協力をいただくなど、市民との協働も進め良好な維持管理の体制を構築していきます。

(2) 都市計画道路の計画的整備の推進

自動車や歩行者の交通を安全円滑に処理し、中心市街地の活性化と沿道利用による土地利用の促進を図るため、市全体の整備計画に基づき、計画的かつ体系的な都市計画道路網の整備を推進していきます。

(3) 美しい景観づくり

総合計画や都市計画マスタープランに基づき、環境や歴史、文化など市の特性を生かした景観づくりを進めるため、市民と協働で魅力ある都市景観を創出する取り組みを推進していきます。

(4) 適切な誘導と規制

地域の特性に応じた市街地を形成していくため、都市計画マスタープランや地区計画等により、住民によるまちづくりを誘導または規制し良好な市街地を形成していきます。

用語解説

- 注1) 地区計画 住宅等建築物の形態や公共施設の配置等からみて、それぞれにふさわしい特性や態様を備えた良好な環境にするため、それぞれの地区を一体的に整備または保全する計画。地区住民の理解と協力により、住民自らの計画づくりが期待される。
- 注2) 大堰川プロムナード 吹張町・上町地内にある大堰川沿いの歩行者空間。市民の憩いやうるおいの場、そして、ふれあいの輪が広がる環境として整備された。
- 注3) まちの探検隊 小学校高学年以上を対象に、街のなかを歩きながら街並みや景観の現状を意識して見ることにより、自分が住むまちづくりへの関心を高めるために実施している事業。
- 注4) 北上中部地方拠点都市 都市機能の増進、居住環境の向上、産業業務施設の再配置促進を図り、地域の自立的成長を目指し、平成5年に旧花巻市、北上市、旧水沢市、旧江刺市、旧東和町、金ヶ崎町、旧前沢町、旧胆沢町の4市4町が岩手県知事の承認を受け、平成18年には合併に伴い、指定地域外であった旧大迫町、旧石鳥谷町を含めた花巻市域全体が承認された。

1. 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・地域間交流と産業振興を支える空港、新幹線、高速道路等の高速交通網およびJR線が整備されているのが本市の特徴です。また、広大な面積を有し平地から山間部までを市域としています。
- ・広域的な幹線道路網としては、東北横断自動車道釜石秋田線の遠野～東和間が新直轄方式により整備が進められています。国道4号花巻東バイパスは、平成19年度に全線開通の予定であり、交通混雑の解消に寄与するものと予想されます。自動車関連産業の釜石港までの積み出しにも寄与する国道283号の改良は、平成20年ごろの完成を目指しています。主要地方道盛岡和賀線の笹間地区のバイパスは、平成19年早期に一部区間が暫定供用予定です。
- ・県立統合病院へのアクセス道路である山の神藤沢町線については、病院開設に合わせた開通に向けて整備を進めています。
- ・幹線道路から入った生活道路には、緊急車両が入れない幅の狭い道路、未舗装道路が多数存在しています。市民一人当たりの道路延長が長いこともあり、市道舗装率は、平成17年4月1日現在で県平均53.3%に対して、本市は48.1%に止まっています。
- ・歩道のバリアフリー化や花巻駅前、上町、豊沢町などで電線類の地中化に取り組んできました。
- ・生活バス路線については、マイカーの普及により利用者が激減しているため、路線廃止や減便等により高齢者や児童生徒などの移動手段の確保が危ぶまれています。
- ・自主運行バスについては、市民の移動手段として各地域で運行されていますが、運行形態、運賃等それぞれ異なっています。
- ・花巻空港については、昭和39年に開港以来、平成17年度に利用客が1千万人を超えましたが、近年利用客が伸び悩んでおり、また、大型機に対応した施設とするための整備事業が延期されています。
- ・新幹線新花巻駅前の市有地を、平成18年9月1日から普通車523台分の無料公共駐車場として活用しています。

〔課題〕

空港、駅、インターチェンジ等の交通結節点と市内全域との連絡網の構築を図る必要があります。

地域内の生活道路については、安全で快適に通行できるよう拡幅、舗装等の整備が求められています。

除排雪については、短時間で安全な交通を確保するために市の重点実施地区と市民の協力実施地区を分けてボランティアなどの協力を得て対応する必要があります。

市内外各地域間の交流を支える国・県道等、幹線道路網の整備促進を積極的に働きかけていくことが必要です。

日常生活に必要不可欠なバス路線については、減少しないよう維持していくとともに、効率的なバス路線を構築していくことが必要です。

全国への移動がより便利になる航空路、花巻空港～羽田便の復活が求められています。大型機などに対応するため、凍結されている花巻空港整備事業の早期着工・完成を積極的に働きかけていくことが必要です。

首都圏との効率的な移動手段として「はやて」タイプの速達型新幹線の新花巻駅への停車便増便が求められています。

2. 施策の目的

対象	市民
意図	快適で便利に移動できる

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
市内の道路網について満足している市民の比率	(50.8%)	52.8%	55.3%
市内の公共交通機関が利用できる市民の比率	(77.7%)	77.7%	77.7%
安全で快適に移動できる市道の割合 (市道舗装率)	48.1%	50.9%	53.4%
市内バス路線数	31 路線	31 路線	31 路線

() 内は H 1 8 の実績値

4. 施策と基本事業の体系

〔 施策 〕

快適で便利な道路網と公共交通体系の構築

〔 基本事業 〕

- (1) 生活道路の整備・維持管理
- (2) 国・県道の整備促進
- (3) 公共交通体系の確保
- (4) いわて花巻空港の整備・利用の促進

5. 基本事業の内容

(1) 生活道路の整備・維持管理

日常生活に密着した生活道路は、安全で快適に通行できるよう改良、舗装、歩道設置等を進め、市民誰もが快適で便利に移動できる道路網を構築していきます。また、歩道のバリアフリー化や電線類の地中化など道路環境の改善、充実に努めていきます。

維持管理については、地域住民と連携・協力しながら街路樹の剪定や除草、路面、安全施設の維持・補修等を行うとともに、冬期の除排雪についても、市民生活に支障が出ないように、地域住民の協力を得ながら適切に実施していきます。

(2) 国・県道の整備促進

地域間交流を支える国・県道等幹線道路網の整備促進を関係機関に積極的に働きかけ、

地域内外を快適に移動できる道路の整備に努めます。特に、東北横断自動車道釜石・秋田線は、産業経済の発展と命をつなぐ路線として重要ですので、全線の整備計画の策定と整備対象指定区間の一層の整備促進を要望し、全線の早期完成を目指します。

(3) 公共交通体系の確保

市内における生活バス路線は民間事業者21路線、市営5路線、委託5路線の計31路線ありますが、近年の利用者減少により路線の縮減や便数の削減が懸念されます。市民生活に密着した身近な公共交通としてのバス路線の維持に向けた事業の展開を図ります。

また、鉄道にあっては、「はやて」タイプの速達型新幹線の新花巻駅停車便数増便の要望など、より便利な移動手段の確保に努めます。

(4) いわて花巻空港の整備・利用の促進

いわて花巻空港の整備・利用の促進のために、国内線においては、より利用しやすい航空ダイヤ編成と適用割引運賃の拡大のほか、羽田便の復活について要望し、首都圏および国内各地とのアクセス向上を目指してまいります。

また、国際線利用者の拡大も重要であることから、航空機材の種類による発着の制約を取り除き、C I Q^{注2)}の充実が図られるよう要望し、より多くの方が利用できる空港への整備促進を図ります。

用語解説

注1) 新直轄方式 高速道路の整備において、国と地方の負担により整備する方式(従来は有料道路方式)。

注2) C I Q Customer(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫)の略

2 - 7 住み続けたい住環境づくり

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市の上水道の水源は、自己水源のほか、岩手中部広域水道企業団からの受水により十分に確保されており、これまでの拡張事業により供給施設もほぼ整っています。
- ・市民の水洗化に対するニーズは、年々高まっており、本市の汚水処理基本計画に基づいて、市街地を主として整備する公共下水道事業、農業振興地域等を整備する農業集落排水事業、両事業以外の地域を整備する浄化槽設置整備事業および浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。平成17年度末の汚水処理施設整備率は73.3%で、県平均の64.8%を上回っていますが、全国平均の80.9%は下回っています。
- ・平成18年6月に住生活の安定の確保および向上の促進のため「住生活基本法」が施行され「住生活基本計画（全国計画^{注1}）」が閣議決定されました。
- ・公営住宅は、平成17年度末において、市営住宅が917戸、県営住宅が288戸、雇用促進住宅が480戸整備されており、このうち市営住宅の内訳は、花巻地域9団地622戸、大迫地域4団地91戸、石鳥谷地域3団地95戸、東和地域9団地109戸となっています。
- ・市内には、大迫地域、石鳥谷地域および東和地域の3地域にそれぞれ斎場があり、さらに北上市と共同で組合運営をしているしみず斎園の4つの斎場があります。また、市営墓園は花巻地域に2か所（松園、高木）、石鳥谷地域に1か所（石沢）、東和地域に2か所（東和、舟田）の計5か所あり、墓園の使用状況は、空き区画がない墓園が2か所（松園、舟田）。他の3か所も使用率が高く、1か所（高木）は77%、2か所（石沢、東和）は90%以上の使用率となっています。

〔課題〕

水道では、引き続き良好な水源を継続的に確保し、水源、水質の監視の強化、老朽施設の計画的な更新など、良好な維持管理に努め、漏水防止対策、災害時への対応等にもより配慮しながら安全で安定的な水の供給を図っていかねばなりません。

汚水処理施設整備では、公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設整備率の更なる向上や下水道施設等の適正な維持管理、災害時への対応が必要となっています。

平成17年度末の汚水処理施設利用率は83.9%となっていますが、利用率の向上は使用料による維持管理費の確保や整備目的の達成の上からも重要な課題となっており、助成制度の充実や水環境保全の啓発に努める必要があります。

住生活基本計画に示されている住宅および居住環境の「質」の向上のため、市民、住宅関連事業者等へ啓発に努めるとともに、市営住宅についても、入居者に快適な居住環境を提供できるよう一定の居住水準の確保に努める必要があります。

斎場は、今後予想される需要増に対応しながら、老朽化した諸施設の整備と充実を図る必要があります。

墓園は、通路、排水路等既存施設の機能充実や植栽等による景観を良くする必要があります。また、市街地内墓地の拡大を抑制するため、需要に応じた施設整備など環境の充実を図る必要があります。

2. 施策の目的

対象	市民
意図	良好な住環境に住み続ける

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
水道の整備率	99.3%	99.4%	99.5%
水道の利用率	89.3%	94.1%	96.0%
汚水処理施設の整備率	73.3%	85.3%	93.6%
汚水処理施設の利用率	83.9%	86.5%	89.6%
市営住宅の建替率	27.2%	36.3%	44.8%

4. 施策と基本事業の体系

〔施策〕

住み続けたい住環境づくり

〔基本事業〕

- (1) 安全な水の安定的な供給
- (2) 汚水の適切な処理
- (3) 居住環境の向上
- (4) 斎場・墓園の管理運営

5. 基本事業の内容

(1) 安全な水の安定的な供給

本市の上水道は、ほぼ整備されておりますが、一部の未給水地域の解消に取り組むとともに、安全で安定的な供給のためには、良好な維持管理に重点を置いた事業の推進を図る必要があります。老朽化した設備の計画的な更新を進め、水源、水質の監視の強化、災害時の対応にも配慮していきます。

(2) 汚水の適切な処理

汚水を適切に処理するため、汚水処理基本計画に基づいた公共下水道事業および農業集落排水事業ならびに浄化槽設置整備事業により、計画的に整備を進めてまいります。

また、水洗化の促進対策として、水洗化を阻んでいる要因の把握と水環境保全の意識啓発に努めるとともに、設備経費への助成制度の充実や水環境保全のPR活動を行い、汚水処理施設の利用率の向上に努めます。

さらに、下水道施設の適正な維持管理や災害時への対応にも配慮していきます。

(3) 居住環境の向上

市民が、安心して住み続けられる快適で魅力ある居住環境の形成に努めます。

さらに、市営住宅の更新については、対象団地の立地条件などを総合的に検討しながら魅力ある住宅づくりを計画的に推進し、居住水準の確保に努めます。

(4) 斎場・墓園の管理運営

斎場については、施設・設備等の整備に努め、墓園については、市民の墓地に対するニーズや動向を探りながら、市民が親しみ、安らげる、緑につつまれた公園墓地として墓園整備を進めます。

用語解説

注 1) 住生活基本計画 (全国計画)

住生活基本計画 (全国計画) では、居住環境の向上として次の 4 点の維持または向上を図ることとしている。安全、安心 (大規模火災や自然災害、日常生活の安全、公害などの環境阻害の無いこと)、美しさ・豊かさ (緑等の自然確保、市街地の空間のゆとり、景観)、持続性 (住宅の適切な建て替えなど)、日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ (高齢者、子育て世帯への各種生活サービス、高齢者・障害者などの円滑な移動の経路が確保されていること)